

保険料の削減について

1 保険コスト削減の基本的な手法

(1) 満期日を統一

事務手続きがまとめて出来る
契約量により、保険会社と有利な交渉が出来る

種目	1月	2月	3月	4月	5月	6月
火災保険						
自動車保険				満期		
自動車保険						
自動車保険						

(2) 競争入札

専門家による保険比較により、
現在の契約内容を精査
要件にあわせた統一した条件を策定
保険会社の提供する独自の割引制度やサービスを比較検討

2 火災保険

(1) 火災保険の見直しにあたってのポイント

保険の掛け方について

保険金額の設定基準	時価設定又は新価設定
比例填補	・保険価額(物件の価値)と保険金額(実際の付保額)によっては保険金が満額支払われない場合有り
付保割合条件実損払特約	・全焼危険が著しく低い物件(鉄筋コンクリート造)に効果あり
支払限度額設定方式	・補償内容は実質ダウンさせずに合理的コスト削減が可能
免責金額設定方式	・少額損害を不担保とすることで大幅なコスト削減が可能

適用可能な割引の確認

包括割引の適用	・特殊包括割引、多構内特殊包括割引の検討
消火設備割引の適用	・自動火災報知器、屋内消火栓の設備があれば適用の可能性
特定割引の適用	一般物件 延床面積6,000㎡ 建物保険金額10億円以上

(2) 知らないで損する7つのポイント

『マルチ契約』	・2以上の物件の保険期間を統一
『不要な(課徴されるべきでない)割増』を 実態に照らして排除	
『消火設備等の割引』 を漏れなく適用	・屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備などが一定の条件に合致する場合、保険料を割り引き
『特定割引』 を適用	・長期一括割引(保険期間が2年以上で、一括支払) ・長期年払い割引(保険期間が2年以上で、年払) ・過去5年間に火災保険の保険金請求をしたことがない
『物件リスクに応じた割引』 を適用	・警備会社と機械警備契約を締結又は建物内に常時、人がいる場合
『付保割合条件付き実損填補特約』 を付帯	・通常、火災保険は時価の70%以上の保険金額が設定されていないと「比例てん補」となり、保険金額が全額支払われない。 ・『付保割合条件付き実損填補特約』を付帯することで、建物価額の30%~100%の範囲で保険金額を設定可能
1事故の『支払限度額』 を設定	・所在地の異なる物件すべてが一度に全壊になる可能性は極めて低い。 ・支払限度額を設定 実質的な補償ダウンなしに保険料割引
『免責金額』(自己負担額) を設定	・少額損害は、本来自社で負担可能なはず。 ・保険は「万が一」の際に「経営を揺るがす」リスクに付保

